

広島市告示（安佐南区）第38号  
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - （1）三栄パブリックサービス株式会社
  - （2）代表取締役 戸林 英行
  - （3）広島市西区南観音八丁目10番28号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年3月25日
- 3 指定公金事務取扱者に収納事務を委託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日